

第 5 章 実施計画書についての意見および

それに対する事業者の見解

計画事業の環境影響評価の実施に際し、環境影響評価実施計画書を作成した。さらに、平成 23 年 6 月 1 日に公告し、同日より、平成 23 年 6 月 30 日までの 1 ヶ月間、縦覧に供した。この実施計画書に対して提出された意見、ならびにそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

5 - 1 住民意見の概要およびそれに対する事業者の見解

環境影響評価実施計画書に対する、住民からの意見並びに事業者の見解を表 5-1-1 ~ 表 5-1-4 に示す。

表 5-1-1 実施計画書に対する住民意見と事業者の見解

区分		住民の意見	事業者の見解
全般	1	【今回の縦覧での意見調査方法についての疑問】 地域自治会連合会にて事業の概要が説明された。各自治会の役員 & 班長の定例会議にて説明し、議事録として回覧している。縦覧にて公示された内容は、専門知識に乏しい地域住民にとっては、適切であるのかどうか判断できない。充分な理解を得るべき周辺住民への説明方法としては不十分である。本来、これは草津市主導で取り組まれるべきと考える。住民を対象にした説明会の実施を強く要望します。	準備書の作成にあたっては、以下の事業計画に係る知事意見ならびに市長、住民意見等をふまえて、できるだけ図表を用いて表現するなど、理解しやすい内容になるように努めました。 また、環境影響評価項目ごとに、調査結果、予測・評価結果、環境保全措置の順に記載し、全体の流れを把握しやすい構成にするとともに、できるだけ一般住民の方々が理解しやすい用語、図表等を用いるように努めました。
	2	周辺住民に対して定期的な意見聴取の機会を望むが、今後設ける意志はあるのか。	なお、やむを得ず専門用語を使用する場合には、解説や補足説明を記載するなど、理解しやすい内容になるよう、工夫をしました。 本準備書の縦覧期間中に周辺住民を対象とする説明会を実施し、更に事業内容等の周知に努めていきます。
事業計画	3	有害物質の蓄積が考えられる施設の通常および大規模災害時の危機管理と、その実際を公表すること。	草津市地域防災計画では、草津市内の過去の災害履歴の分析を行っています。 計画施設では、これらの分析結果等をふまえ、自然災害時や事故時に対応するための危機管理マニュアルを作成します。施設保全計画および危機管理マニュアルの詳細は、計画施設の設計時に検討し、安全管理上問題のない部分については公表します。(p.32 参照)

表 5-1-2 実施計画書に対する住民意見と事業者の見解

区分		住民の意見	事業者の見解
事業計画	4	<p>定められた測定地点での環境影響へのモニタリングが続けられており、測定結果からは問題がなかったこと、並びに計画施設では、より低レベルにコントロールできるという説明は理解できるものの、潜在的な危険度が説明されていない。</p> <p>現時点での焼却炉内、および敷地内土壌および地下水のダイオキシン類をはじめとする有害物質はどの程度であるのか</p>	<p>既存のクリーンセンターの焼却炉内有害物質の測定は困難であるため、参考値として、現在実施している煙突からの排ガスの測定結果を示しました。(p.30 参照)</p> <p>また、既存クリーンセンター敷地内の土壌および地下水の有害物質等の調査については、今後実施予定の解体工事時に調査をする計画であり、調査結果は速やかに公表し、汚染等があった場合には、国等のマニュアルや、関係法令に基づいて適切な措置を実施します。</p> <p>また、既存クリーンセンターの敷地に隣接する建設予定地において、土壌および地下水に係る有害物質の現地調査を実施しました。地下水調査の結果、ひ素以外の項目は環境基準を下回っています。なお、ひ素が一部環境基準値を上回る値となりましたが、近隣にひ素の人為的発生源等がなく、古琵琶湖層群中の地層に起因する自然由来の可能性が高いと考えられます。</p>
		<p>施設において天災・火災等の事故が起きた場合にそれらが周辺領域に拡散するリスクをどのように考えているのか不明。</p>	<p>計画施設の建設にあたっては、建築・設備の耐震性能に配慮した設計を行うとともに、非常時に安全に停止させるシステムを導入します。</p> <p>また、計画施設供用時の維持管理に係る施設保全計画を策定し、予防保全的な維持管理をすることで、長期間にわたり安全で安定した運転を行い、故障等によるトラブルを未然に防ぎます。</p> <p>なお、草津市地域防災計画では、草津市内の過去の災害履歴の分析を行っています。</p> <p>計画施設では、これらの分析結果等をふまえ、自然災害時や事故時に対応するための危機管理マニュアルを作成します。施設保全計画および危機管理マニュアルの詳細は、計画施設の設計時に検討します。(p.32 参照)</p>
	5	<p>【本事業が進展した先のことについての疑問】</p> <p>解体工事における焼却灰等の粉じん有害物質に対する飛散防止措置はどのように準備されているのか。</p>	<p>既存のクリーンセンターの既存施設解体については、別工事で行う予定をしており、今回の環境影響評価の対象とはしていません。ただし、国が定める法規則や関係団体が発行している「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」等に基づき、有害物質の飛散防止や、作業員への影響に十分配慮した解体工事計画書を作成し、その計画に基づき工事を実施します。</p>

表 5-1-3 実施計画書に対する住民意見と事業者の見解

区分		住民の意見	事業者の見解
事業計画	6	【本事業が進展した先のことについての疑問】 工事中のトラックの移動ルート・工事日程など周辺住民の日常生活に影響のある点に対する配慮はどのように考えているのか。	計画施設の工事に係る工事用車両からの排ガス、騒音について、予測評価の対象とし、その結果をふまえ、必要な環境保全措置を示しています。なお、通行ルートは、事業計画の「3-3-4 道路交通計画」(p.24~25 参照)に示した主要地方道大津能登川長浜線としておりますが、工事車両については、通行が集中しないように配慮します。また、通行車両に対しては、規制速度の厳守、空ぶかしなどさせないよう指導する予定です。
	7	【本事業が進展した先のことについての疑問】 解体、更新に際した更新後の環境影響調査結果について情報公開は遅滞なくされるのか。	既存施設の解体は、計画施設の完成後に別工事で行う予定であり、今回の環境影響評価の対象とはしていませんが、国が定める法規則や関係団体が発行している「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」等に基づく解体工事計画書に従い実施する調査等について適宜情報を公開します。 計画施設の環境影響調査結果は、環境影響評価書を建設工事着工前に公告・縦覧、また事後調査報告書を工事完了後に公告・縦覧し公表する予定です。
大気質	8	松が丘 2 丁目の子どもたちも通う青山小学校に大気・土壌観測点を設けること。	現況調査において、大気質および土壌調査の地点に青山小学校を追加しました。 (p.164~165、p.384 参照)
	9	環境に敏感な子供達いる青山小学校(クリーンセンターから 0.8km) に大気・土壌等の観測地点を必ず、設けること。	
	10	【環境影響測定を予定している測定点に対する疑問】 煙突排ガスの最大着地地点を約 600m と考えているとの記述があるにもかかわらず、大気質・気象の調査地点に最も近隣にあたる青山 2 丁目 & 3 丁目が含まれていない点の根拠が不明。	現況調査において、事業予定地に近接する青山小学校に大気質および土壌調査の地点を追加しました。 (p.164~165、p.384 参照)
	11	【提示された気象データの信頼性に対する疑問】 クリーンセンターと青山の間は、谷間になっており、谷風が吹くと、提示されている気象データ通りの風向きなのかどうか不明。	イオロ山の存在影響を考慮して、現況調査において、イオロ山の西側に位置する青山小学校、北側に位置する馬場町会館、南側に位置する JA レーク大津桐生に気象観測地点を追加しました。(p.164~165 参照)
	12	大気観測に関して、クリーンセンター設置周辺の風向きや風量の正確な測定をし、それを考慮した調査方法、調査結果報告を公開すること。	現地調査にあたっては、正確な風向・風速の計測を行うため、気象検定を受けた気象測器を用いて実施しました。 また、その結果について記載しました。 (p.166~170 参照)

表 5-1-4 実施計画書に対する住民意見と事業者の見解

区分		住民の意見	事業者の見解
悪臭	13	日頃風向きによりプラスチックを焼却する臭いがかなり気になるときがある。	<p>既存の焼却施設において、ごみピットの臭気成分は焼却対象ごみと一緒に炉内で高温焼却し、発生する排ガスは排ガス処理施設により、法令による排出基準値以下にして煙突から排出しています。</p> <p>現況調査では、さまざまな悪臭物質を含む臭気の状態を把握すべく特定悪臭物質の濃度だけでなく、人間の感覚を利用した臭気判定士による官能試験を行い、その結果もふまえた予測評価を実施しました。 (p.352～354 参照)</p>
その他	14	今までの観測データを青山小学校付近と若草付近を比較しながらすべて公表すること。	各調査項目の測定結果、既往のデータについては、青山地区および若草地区を含めた測定箇所間で相互に比較できるよう、結果表を掲載しました。(p.386、資料編 p.2-81～2-152、p.2-155～2-162、p.2-182～2-187、p.2-195～2-202 参照)
	15	青山小学校近くで、クリーンセンターからと思われる燃えカスが年に数回は確認された。	既存の焼却施設は、炉内でごみを焼却したのち、ろ過式集じん機で処理した排ガスを煙突から排出しており、燃えカス(ばいじん等)が飛散しない構造になっています。計画施設も燃えカス(ばいじん等)は飛散しない構造です。(p.14 参照)
	16	ダイオキシンなどの有害物質の測定について：提示された測定方法は妥当なのか、専門的知識がない地域住民には判断できない。	ダイオキシン等の有害物質の測定については、国で定められた公定法に従い実施しており、妥当な方法であると考えます。 (p.163、p.370、p.382 参照)
	17	どのような人がその測定を担当するのか、そのデータの取り扱いにミス(データ誤記・取り違え)が起こらないような厳重な方策が取られているかという点も不明である。	環境データの測定・分析は、環境関連調査・分析試験を専門に実施する機関に所属する、計量法により定められた環境計量士が実施しています。現地調査や室内試験における測定・分析結果についても環境計量士が精度管理を行ったうえで計量証明書を発行しています。さらに、誤記等が起こらないよう十分な精査を行っています。

5 - 2 知事意見およびそれに対する事業者の見解

環境影響評価実施計画書に対する、知事意見並びに事業者の見解を表 5-2-1～表 5-2-6 に示す。

表 5-2-1 実施計画書に対する知事意見と事業者の見解

区分		滋賀県知事の意見	事業者の見解
全般	1	準備書作成にあたっては、事業計画、調査結果の概要、予測評価の結果等、全体の流れが把握しやすい構成とするとともに、適宜補足説明を追加する等、地域住民が理解しやすい内容となるよう、より一層の工夫をすること。	準備書の作成にあたっては、以下の事業計画に係る知事意見ならびに市長、住民意見等をふまえて、できるだけ図表を用いて表現するなど、理解しやすい内容になるように努めました。 また、滋賀県環境影響評価条例に従い、環境影響評価項目ごとに、調査結果、予測・評価結果、環境保全措置の順に記載し、全体の流れを把握しやすい構成にするとともに、できるだけ一般住民の方々が理解しやすい用語、図表等を用いるように努めました。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合には、解説や補足説明を記載するなど、理解しやすい内容になるよう、工夫をしました。
	2	本事業に使用する各施設の規模を設定した根拠を詳細に説明すること。	平成 21 年度に策定した「草津市ごみ処理基本計画」では、今後の人口変動やごみの分別施策等を考慮したごみ量予測を行っており、ごみ処理量が最大となる平成 27 年度をピークにそれ以降は年々減少すると予測しています。そのため、施設稼働予定の平成 29 年度のごみ量予測に基づきごみ焼却施設の処理能力を設定しています。(p.11～12) なお、具体的な算出過程は資料編に掲載しました。(資料編 p.1-4～1.5 参照)
事業計画	3	ごみ収集車両等の導線、施設の配置計画、導入する施設、工事用車両の通行経路等、本事業の詳細を明確にすること。	計画施設に関する施設の配置計画、導入する施設、ごみ収集車両等の導線、工事用車両の通行経路等については、第 3 章「事業の目的および内容」の中で整理しています。 (p.19、p.22～23 参照)
	4	本事業には、既存の草津クリーンセンター(以下「既存センター」という。)内で引き続き使用される施設が含まれることから、新設、既存等の別を明示したり、既存センターと対比したりすることにより、施設計画の概要をわかりやすく明記すること。	クリーンセンター内で稼働することとなる計画および既存施設の改廃、継続使用についての対比表を掲載しました。(p.10 参照)

表 5-2-2 実施計画書に対する知事意見と事業者の見解

区分	滋賀県知事の意見	事業者の見解	
事業計画	5	<p>既存センターにおける排ガス検査結果等、現状の施設に関する環境管理に関する事項についても明記すること。</p>	<p>既存施設における定期検査結果（排ガス、悪臭）について記載しました。 (p.30 参照)</p>
	6	<p>既存センターの敷地および施設の一部を、本事業と一体のものとして使用する場合は、環境影響評価の対象とし、必要な現地調査および予測評価を追加すること。 なお、一体のものとして使用しない場合においても、今後の利用方針について明記すること。</p>	<p>既存施設のうち、引き続き利用するリサイクル施設および敷地は、建設を予定している計画施設とあわせて一体の施設として運営をしていくため、環境影響評価の対象とし、現地調査および予測評価を行いました。 なお、プラスチック減容化処理施設（10t/日）は、平成 23 年 10 月のごみ分別種変更に伴い、現在は停止しており、今後は解体撤去する予定です。(p.10 参照)</p>
	7	<p>ごみ焼却施設の運転停止時、ごみピットから発生する臭気に係る対策について、導入する脱臭装置、運転管理方法等を含め、より効果の高いものとなるよう充分検討すること。</p>	<p>ごみ焼却施設の全炉停止時は、ごみピット内は 1 時間当たり 1 回以上の換気を行い、負圧に保つほか、活性炭吸着処理などを用いた性能の高い防臭・脱臭装置を導入する計画です。 (p.352 参照)</p>
	8	<p>工事中に発生する濁水の処理方法について、降雨時に掘削場所から発生する濁水ほか、粉じん対策で使用する散水、工事用車両のタイヤ洗浄水等、発生要因を抽出し、要因毎の対策を具体的に明示すること。</p>	<p>工事中は、降雨時の掘削場所から発生する濁水が発生すると想定しています。これらの濁水に対し、濁水処理プラントを設置し、沈降分離処理などを行います。(p.22～23、p.363～365、p.369 参照) 工事車両の洗車排水は循環使用し、沈殿する土砂は適正処理するため濁水処理の対象とはなりません。</p>
	9	<p>本事業において使用する設備、施設等の管理方法のほか、油流出事故等の環境汚染事故が発生した場合の対応方法についても明らかにすること。 なお、事業予定地付近における自然災害発生の可能性に関する情報を収集し、その結果に応じて、災害発生時の対応も対象とすること。</p>	<p>使用する設備、施設の管理の考え方、自然災害発生の可能性等に関する情報収集結果と対応については、「3-3-11 危機管理計画」に記載をしました。(p.32 参照) なお、自然災害や事故時には、油や薬品の流出等が想定されますが、地震等による配管の損傷を防ぐため、タンクと配管の結合部分にフレキシブルジョイントを設置したり、環境汚染物質の場外への流出を防ぐために、必要な容量の防液堤を設置すること等の対応を実施します。</p>
10	<p>発電設備を設置する場合、復水器から相当量の熱量が大気に放出されることから、周囲の植生等に影響を与えないよう排気の方法について検討を行うこと。</p>	<p>復水器の排気温がイオロ山に影響を与えない配置・構造とするため、敷地境界から少なくとも 20m 以上離れた配置とし、かつごみ焼却施設の屋上部（地上高 30m 付近）に排気口を設置して上方向きに排気するようにします。(p.450 参照)</p>	

表 5-2-3 実施計画書に対する知事意見と事業者の見解

区分		滋賀県知事の意見	事業者の見解
事業計画	11	実施計画書第4章については、情報の収集に努め、内容の差し替えや追加により、最新の情報を記載すること。	準備書作成時点で入手可能な滋賀県環境白書、統計資料等の最新データを収集、整理し、追記、更新しました。
	12	実施計画書 p.71 の伝承文化に関わる祭りや行事について、草津市内のものだけでなく、事業予定地周辺の津市内および栗東市内のものについても確認すること。	現況調査段階において、草津市に加え周辺の津市、栗東市の伝承文化に関わる祭りや行事について確認、整理しました。 (p.91 参照)
	13	現在、事業地では既存センター内で施設が稼働し、周辺では別の事業場が存在していることから、現況との対比だけでなく、できる限り既存施設や別の事業場からの負荷分を差し引いた上での予測評価を行うこと。	周辺事業場等の影響を確認するため、既存施設や周辺事業場の稼働状況をふまえて、平日と休日の現地調査データの比較検討を行い、既存資料を収集し周辺環境の分析にも努めましたが、現地調査結果と既存資料によるデータでは、既存施設や近隣事業場の負荷分を差し引くことによる整理が難しかったため、予測評価にあたっては、既存施設や近隣の事業場の影響も含む方法で実施しました。 (資料編 p.2-153 参照)
環境要素	14	各環境要素に係る予測評価について、必要十分な情報や資料に基づき実施すること。そのため、現況調査については、その調査の結果や状況の変化に応じて、調査手法の変更や補足調査の必要性等について留意しながら実施すること。 特に、事業予定地の西側には、教育施設が存在していることに充分留意すること。	各環境要素に係る予測評価の実施にあたっては、必要十分な情報収集に努めました。また、現況調査の結果分析から、必要に応じて補足調査を実施し予測評価に反映しました。特に、事業予定地の西側の小学校に配慮し、大気質および土壌の調査地点に青山小学校を追加し、その結果を予測評価に反映しました。 (p.158、p.164～165、p.384 参照)
大気質	15	事業予定地の南側には、イオロ山が存在する等、複雑な地形となっていることから、現況調査および予測の手法が、これらの影響を考慮したものかを検証し、必要に応じて内容を見直すこと。	現況調査において、イオロ山の存在影響を考慮して、その西側に位置する青山小学校、北側に位置する馬場町会館、南側に位置するJA レーク大津桐生で風向・風速調査を冬季と夏季に実施しました。(p.168～170 参照) さらに、予測手法はイオロ山の影響を考慮できるモデル式を採用する等、イオロ山の影響をふまえた予測評価を実施しました。 (p.228、p.235～238、p.249～251 参照)
騒音	16	騒音の予測評価について、環境基準等の公的な指標を下回る場合でも、できる限りその影響を低減すること。	予測評価にあたっては、環境基準等との公的な指標との比較を実施しました。その結果、指標を下回る場合においても、さらにできる限り影響を低減するため、防音室の設置などの環境保全措置を検討し掲載しました。 (p.304～308 参照)

表 5-2-4 実施計画書に対する知事意見と事業者の見解

区分		滋賀県知事の意見	事業者の見解
低周波音	17	施設の稼働に伴う低周波音について、現時点で得られる知見に基づき予測評価すること。	低周波音については、環境省「低周波音問題対応の手引き書における参照値の取扱について」(都道府県等宛通知 平成 20 年 4 月)等の情報をふまえ、現時点で得られる最新の知見に基づいて予測評価を実施しました。(p.341～343 参照)
悪臭	18	特定悪臭物質では、当該物質以外の臭気、複合臭等についての予測評価を適切に行えない場合があるため、臭気指数を中心に予測評価を行うこと。	悪臭の予測評価は、臭気指数を指標として実施しました。(p.348～351 参照)
	19	施設からの悪臭に係る予測評価については、ごみ焼却施設の運転停止時に、ごみピット等から発生する臭気を考慮したものとすること。	既存クリーンセンターの運転停止時において、ごみピットからの臭気を含む悪臭の現況調査を実施し、その結果に基づいて、計画施設における悪臭の予測評価を行っており、ごみピットから発生する臭気を考慮した予測評価となっています。 なお、計画施設については、臭気の低減を図るため、運転停止時の環境保全措置として、脱臭装置の設置や消臭剤の散布等を行います。(p.352～354 参照)
水質	20	事業予定地からの雨水排水が流入する草津川については、晴天時は水位がないことが想定されるため、河川の状況を充分把握した上で、現地調査を適切なものとすること。	草津川は、降雨時には水位(流れ)がありますが、晴天の継続時には水量の不足や瀬切れ等が発生している場合がみられます。そこで、水位が十分確保されている降雨時に現況調査を実施しました。(p.357～360 参照)
	21	また、降雨時は、濁りが見られるため、環境基準との整合を図る評価方法は、適切ではないことから見直すこと。	工事の実施にあたっては、降雨時の放流水の浮遊物質の自主基準値を 70 mg/L に設定し、濁水処理プラントもしくは仮設沈砂池のどちらを設置する場合であっても、自主基準値まで低減する濁水処理を行うこととしております。(p.22～23、p.363～365、p.369 参照) なお、予測評価にあたっては、降雨時の草津川の合流地点の現況の水質を悪化させないこととしました。
	22	工事中の濁水の流出による予測評価については、水の濁りだけでなく、必要に応じて、化学的酸素要求量、全窒素および全リンに係る負荷量についても行うこと。	工事中の濁水の流出については、降雨時に草津川の化学的酸素要求量、全窒素および全リンの現地調査を実施し、それらの負荷量についても、予測評価を実施しました。(p.367～369 参照)

表 5-2-5 実施計画書に対する知事意見と事業者の見解

区分		滋賀県知事の意見	事業者の見解
地下水	23	事業予定地内に設置されている井戸から、環境基準以下ながらトリクロロエチレンが検出されていることから、工事期間中は、当該井戸の水質の変化の有無を定期的に確認すること。	現況調査において、新たに事業予定地内 4 箇所に計 7 孔の観測井戸を設置しました。工事中は、これらの観測井戸の地下水について、年 4 回、水質分析（地下水環境基準項目）を実施し、工事中の水質変動の有無を確認します。（p.381、p.521 参照）
	24	また地下水面近くまでの掘削工事を行う場合は、当該物質に関連する物質についての土壌調査を実施すること。土壌調査の実施に際して、地下水の存在が認められる場合は、地下水の流向および水質についても把握し、本事業による周辺地下水への影響についても予測評価すること。	現況調査において、観測井戸による地下水位観測結果から、事業予定地内の地下水位（第一帯水層）は、計画掘削深度より低い水位で安定していることを確認しました。 地下水の流向および水質についても現況調査で把握したうえで、工事による周辺地下水への影響の予測評価を実施しました。（p.373～381 参照）
土壌	25	ダイオキシン類については、非意図生成物として、ごみ焼却施設からの排出ガスにごく微量ながら含まれることから、事業予定地周辺における定期的な調査の必要性について検討すること。	排ガスのダイオキシン類は、計画施設の排ガス濃度計画基準値を規制値の 1/10 という非常に厳しい数値に設定して監視することから、土壌への負荷は殆どないと考えます（仮に排ガス自主基準値の 0.1ng-TEQ/m ³ N の濃度で 30 年間排出した場合に、煙突から半径 2km 範囲内の地表 1cm に粒子状のダイオキシン類が着地・蓄積したと仮定しても蓄積量は土壌環境基準 1,000pg-TEQ/g の 100 万分の 1 オーダーの濃度と推定されます）。よって、排ガス濃度を定期的に測定・監視することで、周辺土壌の定期的な調査は必要ないと考えます。
鳥類	26	鳥類の調査方法に記載されている定点観察法による調査については、猛禽類の生息状況を把握するためのものとし、適切な調査地点および調査時期を設定し、実施すること。	現況調査段階において、動物調査の項目に猛禽類の生息状況を把握するための定点観察を追加しました。なお、調査地点は事業予定地を中心とした周辺に複数地点を配置し、オオタカ等が繁殖行動を行う時期に調査を実施しました。（p.391、p.395 参照）
植物	27	植物の調査について、実施計画書 p.142 の図 6-4-6 に記載された主要な調査範囲の植生が把握できるようルートを設定し、調査を実施すること。また、調査結果を植生図として取りまとめること。	地形図や航空写真を参考に調査範囲内の主要な植生を把握できるルートを設定した上で、現地踏査をふまえて現地調査を実施しました。 また、調査結果に基づき事業実施区域およびその周辺を対象とした植生図を作成しました。（p.436～439、p.443 参照）

表 5-2-6 実施計画書に対する知事意見と事業者の見解

区分		滋賀県知事の意見	事業者の見解
景観	28	<p>景観の調査地点について、近景および中景の可視域を確認した上で、住居の有無、地形等を充分考慮した上で、適切な場所を設定すること。また、必要に応じて遠景からの状況についても予測評価すること。</p>	<p>現況調査では、近景・中景の視点場となる学校や集落を選定し、既存施設が視認できる地点を現地踏査により確認した上で、予測評価地点を設定し、写真撮影を行いました。 (p.455～465 参照)</p> <p>予測では、同地点における計画施設の設置による景観の変化を検討しました。さらに、代表的な地点においてフォトモンタージュを作成し、景観変化について評価しました。 (p.470～474 参照)</p> <p>なお、遠景についても、近景・中景と同様に既存施設が視認できる地点を選定、写真撮影を行い、計画施設の影響を予測しました。 (p.464 参照)</p>
文化財	29	<p>事業予定地周辺の遺跡は、水田であった場所から出土していることから、事業予定地の履歴を確認し、水田であった場所が含まれる場合は、試掘調査の必要性について検討すること。試掘調査により埋蔵文化財が確認された場合は、文化財を環境影響評価の対象とすること。</p>	<p>国土地理院発行の旧版地図や住宅地図等に基づく過去の土地利用状況から、事業予定地の一部が水田であったことを確認しました。</p> <p>その結果をうけ、草津市教育委員会が事業予定地の試掘を行った結果、埋蔵文化財は確認されませんでした。このため、環境影響評価対象項目には選定しませんでした。 (資料編 p.2-266～2-275 参照)</p> <p>なお、今後の工事において、埋蔵文化財確認された場合には、草津市の教育委員会等関係部署と協議を行い記録保存・移設等の措置により適切に対応します。</p>
伝承文化	30	<p>伝承文化に係る環境影響評価の要否について、現存する伝承文化に関わる祭りや行事だけでなく、事業予定地およびその周辺における土地の使用履歴についても考慮する必要があることから、これらの事項について、過去の地図や市史等の既存の資料を活用するほか、周辺への聞き取り等により確認を行うこと。また、その結果に応じて、伝承文化を環境影響評価の対象とすること。</p>	<p>伝承文化に関する資料や旧版地図等を含め、各市の伝承文化に関わる祭りや行事について整理しました。(p.91 参照)</p> <p>また、草津市の文化財担当部署等への聞き取りを行いました。伝承文化は確認されませんでした。このため、環境影響評価対象項目には選定しませんでした。</p>

5 - 3 関係地域市意見およびそれに対する事業者の見解

環境影響評価実施計画書に対する、関係市からの意見並びに事業者の見解を表 5-3-1～表 5-3-8 に示す。

表 5-3-1 実施計画書に対する草津市長意見と事業者の見解

区分		草津市長の意見	事業者の見解
全般	1	当該環境影響評価を実施することに際し、環境保全に十分配慮し、実施計画書に基づき調査を確実に実施されるよう指導されたい。	適切な環境保全措置を実施できるように、滋賀県環境影響評価条例に基づく実施計画書に基づいて現地調査を確実に実施しました。 また、調査の結果等に応じて必要な補足調査等を実施しました。

表 5-3-2 実施計画書に対する栗東市長意見と事業者の見解

区分		栗東市長の意見	事業者の見解
全般	1	ありません	-

表 5-3-3 実施計画書に対する大津市長意見と事業者の見解

区分		大津市長	事業者の見解
環境の 保全措 置	1	環境保全の措置の表現については、低減的な表現ではなく、防止的な表現に改めること。	防止的な表現の使用については、周辺への影響を皆無にできるとの予測結果と科学的根拠が必要になると考えています。今後、事業者として出来る限りの環境保全措置に取り組みますが、周辺環境への影響については、気象等の事業者が管理できる範囲外となる不確定要素にも影響されると考えております。このことから、防止的な表現の使用について検討をしましたが、できる限り影響を低減するという表現としました。
関係課 意見	2	地元からの要望・意見等を最大限に尊重すること。	調査地点の追加などに関する地元からの要望・意見を踏まえ、青山小学校を大気質および土壌調査地点として追加し、風向きの違いを把握するために事業予定地周辺の 3 箇所(青山小学校、馬場町会館、レーク大津桐生)に気象調査地点を追加するなど、できる限りの対応をいたしました。 (p.164～165 参照)

表 5-3-4 実施計画書に対する大津市長意見と事業者の見解

区分	大津市長	事業者の見解	
施設の概要・規模	3	<p>ごみ焼却施設の規模について、現在の施設規模 150t/日から計画規模 127t/日に縮小する根拠について明確に記載すること。その際、人口増加が見込まれることを考慮した上で、ごみ処理の各施策より平成 28 年度目標値を導き出した過程を具体的に記載すること。</p>	<p>平成 21 年度に策定をした「草津市ごみ処理基本計画」では、今後の人口変動やごみの分別施策等を考慮したごみ量予測を行っており、ごみ処理量が最大となる平成 23 年度をピークにそれ以降は年々減少すると予測しています。そのため、施設稼働予定の平成 29 年度のごみ量予測に基づきごみ焼却施設の処理能力を設定しています。なお、具体的な算出過程についても掲載しました。 (p.11～12、資料編 p.1-3～4 参照)</p>
	4	<p>また、平成 28 年度目標値を基にごみ焼却施設能力を設定した根拠についても記載すること。リサイクル施設についても同様。</p>	<p>平成 21 年度に策定した「草津市ごみ処理基本計画」では、今後の人口変動やごみの分別施策等を考慮したごみ量予測を行っており、ごみ処理量が最大となる平成 23 年度をピークにそれ以降は年々減少すると予測しています。そのため、施設稼働予定の平成 29 年度のごみ量予測に基づきごみ焼却施設の処理能力を設定しています。 (p.11～12、資料編 p.1-3～4 参照) リサイクル施設の規模設定についても同様の考え方で設定をしています。なお、計画施設の処理能力の具体的な算出過程についても掲載しました。(p.11～12 参照)</p>
	5	<p>ごみ焼却施設に係る煙突位置を図 3-3-3 に記載すること。</p>	<p>計画施設の配置、工事計画については、最新の情報に基づき施設配置計画平面図を記載しました。(p.19 参照)</p>
	6	<p>本事業は、ごみ焼却施設およびリサイクル施設を事業予定地に更新整備するとあるが、リサイクル施設については、既存施設の一部が更新整備後も現在の設置施設で継続稼働されることから、計画地のみの施設概要を記載するのではなく、保有するリサイクル施設の全てについて、明確に記載すること。</p>	<p>ごみ焼却施設およびリサイクルセンターで稼働することとなる新旧各施設の改廃、継続使用についての対比表を示しました。 (p.10 参照)</p>
施工計画	7	<p>ごみ収集車両等の主な走行経路については、図 3-3-4 に記載があるが、工事中の資機材等運搬車両の走行経路の記載がないため明示すること。その場合、大津市への騒音、振動、大気質について影響がある場合は、環境影響評価の対象とし、調査地点について見直しを行うこと。</p>	<p>ごみ収集車両等の主な走行経路および工事中の資機材等運搬車両の走行経路は、いずれも草津市側の走行ルートを想定しているため、これらの車両通行による大津市側への影響は想定されません。(p.24～25 参照) そのため、調査地点は全て草津市内(大気質 2 地点、騒音・振動 3 地点)としました。 (p.164～165、p.268～271、p.310～313 参照)</p>

表 5-3-5 実施計画書に対する大津市長意見と事業者の見解

区分		大津市長	事業者の見解
既存施設	8	既存施設稼働に伴う環境に係る周辺住民からの申立があったのであれば、現況把握や対策の参考となることからその内容について具体的に記載すること。	既存施設稼働に伴う環境に係る周辺住民からの苦情について掲載しました。(p.29 参照) なお、住民から環境に係る相談があった場合は、公害指導担当部署に連絡するとともに、焼却炉の燃焼異常などの原因がないか、ただちに調査しています。クリーンセンター内に原因が確認されない場合は、公害指導担当部署と連携して、さらに広域的に原因を調査し、解決に向けた取組みを続けています。
環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法	9	環境影響評価については、更新される計画施設のみではなく、既存施設で継続稼働するリサイクル施設を含めた調査、予測および評価を実施すること。	既存施設のうち引き続き利用するリサイクル施設の影響を考慮して予測評価を実施しました。
	10	稼働時の評価のみではなく、付帯施設を含み災害時や不測の事態において、どのような環境影響が発生するかを記載し、その対応についても記載すること。その場合、予め施設規模を設定しておかなければならないものについては、その施設の規模の根拠についても施設概要に明示し、環境影響評価の対象とすること。	計画施設供用後の災害時や不測の事態においては、それに関連する施設の管理の考え方、自然災害発生の可能性等に関する情報収集結果と対応計画を「3-3-11 危機管理計画」に記載をしました。(p.32 参照) なお、自然災害や事故時には、油や薬品の流出等が想定されますが、地震等による配管の損傷を防ぐため、タンクと配管の結合部分にフレキシブルジョイントを設置したり、環境汚染物質の場外への流出を防ぐために、必要な容量の防液堤を設置すること等の対応を実施します。
	11	建設工事中における事故発生に対するリスク管理方法および対処について具体的に記載すること。	また、工事中の事故に関しては、建設工事業者に対しての法令遵守徹底にかかる指導はもちろんのこと、工事工程の安全管理、従業員へ教育を徹底していくことで、工事中の事故を未然に防ぐ計画とします。さらに、工事期間中は、事業者と廃棄物施設を専門とするコンサルタント業者により、建設工事の工程等を監視する計画とします。

表 5-3-6 実施計画書に対する大津市長意見と事業者の見解

区分		大津市長の意見	事業者の見解
環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価の手法	12	事業予定地は、直近で既存施設が稼働し、周辺では工業団地が存在していることから、できる限り周辺の影響を差し引いた状況を把握し、既存施設の影響把握および新施設の影響予測を実施すること。	周辺工業団地の影響を確認するため、既存施設や周辺工業団地の稼働状況をふまえて、平日と休日の現地調査データの比較検討を行い、既存資料を収集し周辺環境の分析にも努めました。現地調査結果と既存資料によるデータでは、既存施設や周辺工業団地の負荷分を差し引くことによる整理が難しかったため、予測評価にあたっては、既存施設や周辺工業団地の影響も含む方法で実施しました。(資料編 p.2-153 参照)
大気質	13	既存施設の周辺への影響を観測により把握し、モデル予測と整合していることを確認すること。その際、逆転現象等の特別な気象条件を考慮すること。	大津市長の意見 No.12 で示した通り、大気質の現況調査データから、既存施設からの周辺への影響を把握することはできませんでした。そのため発生源の程度が明確にわからない状況であったことから、モデル式の検証はできませんでした。 今回の予測にあたっては、他の環境影響評価で採用実績のある周辺地形を考慮できるモデル式を採用したため、再現性は高いものと考えます。また、逆転現象等(リッド、フュミゲーション、ダウンウォッシュ)を含め特殊な気象状況についても考慮しました。(p.219~228 参照)
	14	大津市側の観測地点の選定に当たっては、約600m 地点に教育施設があることから、このことを考慮した測定位置の見直しを行うこと。	現況調査において、大津市域で計画施設に近接する青山小学校を調査地点に追加して、現地調査を実施し、現状をより詳細に把握しました。その結果から当該地域の特性を取りまとめました。(p.164~165 参照)
	15	一般環境調査として周辺 5 地点を調査箇所とされているが、大津市域への影響を把握するのであれば、直近の山の影響による風向風速変化を調査・予測し、適切な場所とすること。	現況調査は、イオロ山の存在影響を考慮して、その西側に位置する青山小学校、北側に位置する馬場町会館、南側に位置する JA レーク大津桐生に気象観測地点を追加し、全 9 地点で実施しました。また、冬季と夏季に現地調査を追加実施しています。(p.164~165 参照) さらに予測手法はイオロ山の影響を考慮できるモデル式を採用する等、イオロ山の影響をふまえた予測評価を実施しました。(p.228、p.235~238、p.246~248 参照)
騒音	16	大津市域の適切な場所に、低周波を含んだ騒音測定箇所を設けること。	騒音、低周波音の調査地点として、大津市内の青山小学校を追加しました。(p.268、p.271、p.338~339 参照)

表 5-3-7 実施計画書に対する大津市長意見と事業者の見解

区分		大津市長の意見	事業者の見解
悪臭	17	悪臭発生源となりうる全ての施設を含めて評価すること。	悪臭発生源となりうる要素（計画施設からの漏洩・煙突排ガス・ごみ収集車両等の走行）を抽出し、予測評価を行いました。（p.348～351 参照）
	18	防臭・脱臭装置の種類、構造および性能について記載すること。	防臭・脱臭装置の種類については、類似施設での導入実績が多く性能が安定していると考えられる、活性炭吸着法、燃焼脱臭法、湿式酸化法等等を想定していますが、今後、建設工事の業者選定時における業者提案や、計画施設の実施設の際に充分検討を行い、最適な装置を導入する計画としています。（p.352 参照）
	19	調査に当たっては、大津市域への影響を適切に把握できる調査時期の設定を行うこと。	一般的に影響が最大と考えられる夏季の調査時期を設定しました。 なお、悪臭の現況調査時は、風向が東北東の条件下で行いました。（p.345 参照）
地下水	20	計画地の近傍で地下水汚染が認められることから、土壌調査時に当該敷地および周辺の地下水の流況を調査し、大津市域への影響について予測・評価すること。	現況調査において、新たに事業予定地内 4 箇所に観測井戸を設置し、地下水位観測を行い、観測結果から、事業予定地および周辺の地下水は北西方向（大津市から草津市の方向）へ流動していることが推測されました。この結果に基づき、工事による大津市域の地下水への影響は殆どないと予測評価しました。（p.376、p.380～381 参照）
土壌	21	ダイオキシン類調査については、事業予定地内 5 箇所としているが、周辺への影響が懸念されることから大津市域を含めた調査を実施すること。また、事後調査についても実施すること。測定箇所の設定に当たっては大気質の測定箇所および教育施設を考慮すること。	現況調査において、土壌のダイオキシン類は、事業予定地内に加え、大津市内の青山小学校を含めた 6 地点で実施しました。（p.382～384 参照） なお、計画施設では、現施設に比べて排ガス処理能力を向上させるとともに、より厳しい自主基準値により排ガスの排出管理をします。そのため、土壌の調査ではなく、煙突排ガスの定期的な自主測定を継続して実施をすることで、排出源を監視する計画とします。
	22	土壌汚染の状況に記載のダイオキシン類調査結果については、最新のデータを記載する事。ついで、桐生地区において大津市が平成 21 年度に実施していることから当該データを記載すること。	最新の調査結果として、平成 21 年度に実施された桐生地区のダイオキシン類調査結果を追記しました。（p.76 参照）

表 5-3-8 実施計画書に対する大津市長意見と事業者の見解

区分		大津市長の意見	事業者の見解
景観	23	大津市域からの可視点を代表地点に含め、フォトモンタージュ法による景観変化を予測すること。	<p>現況調査において、大津市を含めた周辺地域の近景・中景の視点場となる学校や集落を選定し、現地踏査により既存施設が視認できる地点を確認した上で、地点で写真撮影を行いました。</p> <p>予測では、同地点における計画施設の設置による景観の変化を検討しました。また、大津市域の代表地点として青山東児童公園を選定し、フォトモンタージュを作成し、景観変化を予測しました。</p> <p>(p.471～472 参照)</p>
温室効果ガス	24	温室効果ガスの排出による影響については、現在の焼却施設の稼働に伴い排出される温室効果ガスとの比較による評価も実施すること。	温室効果ガスの排出量については、平成 23 年度の既存施設の発生量と平成 29 年度の計画施設の発生量を算出し、比較することで発生量が削減されていることを確認し、評価しました。(p.499 参照)
関係課意見	25	<p>環境影響評価実施地域内に農地や溜池(農業用水池)が在ることから、大気の汚染をはじめ工事中の濁水や雨水排水等の対策について万全を期し、係る地域が不利益を受けることのないよう努めること。</p> <p>また、事業予定地の近傍に近江湖南アルプス鳥獣保護区があるため地域の自然環境等との共生に努められたい。</p>	<p>計画施設では、現施設に比べて排ガス処理能力を向上させるとともに、より厳しい自主基準値により排ガスの排出管理をすることから、より環境への負荷が低減できると考えております。(p.27、p.265 参照)</p> <p>また、工事中の濁水や雨水排水等についても、濁水処理プラント等の設置等による環境保全対策を実施することで、できる限り周辺地域に影響を与えないよう努めます。</p> <p>(p.22～23、p.26、p.363～365、p.369 参照)</p> <p>既存施設周辺については、動植物の現地調査を実施した結果、重要な種を含めた多くの動植物の生息・生育が確認されており、周辺地域の自然環境との共生が図れていると考えられます。(p.399～425、p.440～447 参照)</p> <p>計画施設については、既存施設よりも環境を悪化させない計画であることから、引き続きその周辺地域や近江湖南アルプス鳥獣保護区における自然環境等との共生は図れるものと考えています。</p>